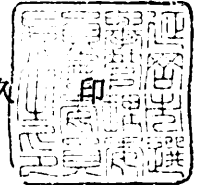


延選第158号
平成26年3月5日

岩崎 信 様

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠久



行政文書不開示決定通知書

平成26年2月20日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおり開示しないことと決定したので、延岡市情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	平成26年市長選挙において、記名式投票用紙が使用された投票の集計結果と記号式投票用紙が使用された投票の集計結果がわかる資料。候補者別の得票数がわかる資料
開示しない理由	1 不開示 ② 不存在 3 存否応答拒否
	延岡市情報公開条例第9条第2項に該当 (理由) 選挙録の各候補者の得票数を記号式投票と記名式投票に区分して記録する必要がないことから、有効投票のうち、記号式投票と記名式投票に区分した投票の集計や、候補者別の記号式投票と記名式投票に区分した投票の集計を行っていないため。
所管課	選挙管理委員会事務局 電話番号 0982-22-7026
備考	受付番号：平成25年度第191号
<p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、延岡市選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>この決定に係る取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市（訴訟において延岡市を代表する者は延岡市選挙管理委員会となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、この決定の取消訴訟を提起することはできません。</p> <p>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、この決定の取消訴訟は、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。</p>	

注 この通知に関する問い合わせは、直接上記の所管課に行ってください。